

I. 反対尋問

- 5
1. 弁護側は37条本文の「他人」の範囲をどのように解しているか。
  2. 弁護側は37条が「これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない」と規定し、法益の権衡を要求している点を、どのように説明するか。
  3. 弁護側の立場では、避難行為を教唆、幫助した者には(制限従属性説に立つことを前提にした場合)、教唆犯、幫助犯が成立するのか。

10

以上